

令和8年6月24日

入園申請方法及び内定時期に関する提案

京都市 はぐくみ審議会

幼保部会 川北典子 会長様

委員 高畑 延弘 (京都市日本保育協会)

杉本五十洋 (認定こども園協会)

京都市の少子化状況は、全ての類型施設定員を大幅に割り込んでおり、選ばれる園となるには自園の理念方針に則って、切磋琢磨することが求められています。今後の育児支援サービスは、「子育て世帯の安心感」を中核とする育児サービス全体を類型横断的に俯瞰した制度設計が求められています。

折しも国のDX化が来年度にも実施されることで、「利用者希望を尊重する仕組みづくり」「行政の効率化」が期待できます。

市民に全ての育児保育教育施設の公式情報提供プラットフォームが提供され、ワンストップで情報入手や園見学予約や問い合わせができるようになります。更に入園申請手続きもできるようになります。このような状況を踏まえて、京都市の子育て支援体制の強化を目指して下記の提案をご検討いただきたい。

提案

1. 4月入園希望者は、情報収集や園見学などにより事前に入園希望園を決めていただきます。
2. 9月1日～月末までに希望園に行き入園申請手続きをしていただきます。
3. 施設と市は、受け付けた入園申請を共有し、市は10月末日までに申請者に入園内定又は保留通知を行う。
4. 年度途中の入園希望の場合は、入園希望月の3ヵ月以上前から希望園に行き、入園申請手続きをしていただきます。施設と市は入園申請を共有しており、市は申請者へ3か月後の入園希望月の入園について、内定または保留通知を行う。
5. 上記3、4いずれの場合も内定通知には「入園意思確認(キャンセル抑制の為)」が、保留通知には「申請取り下げ(他の施設を検討する)」か「申請継続(同施設の入園を希望して待機する)」の意思表示を求めます。保留となり、他の園に入園申請する場合も当該園に行き入園申請手続きをすることになります。

【期待される効果】

1. 入園の早期内定は、

[保護者にとっては、選んだ保育施設に入園しやすく、家庭の生活設計や職場復帰計画が立てやすくなる。入園前の育児不安などの相談ができるので保護者の安心感が増大する。]

[施設にとっては、保育士職員配置の準備がしやすくなり、安定して質の高い保育の継続ができる。又、設備・備品準備など中期的な予算管理ができる。入園前の育児相談にも丁寧に応じることもでき、プレ保育も可能になるなど育児課題の解消が促進される。職員疲弊が緩和され、離職率の低下に繋がる。]

[行政にとっては、入園申請者の面接業務廃止など行政手続きの効率化が促進される。保護者の選択責任と行政サービス提供範囲が明確になる。施設側の空き状況などは施設からリアルタイムで行政が共有できる。保留通知者の次の入園希望園の選択は、希望者が情報収集による自己決定することになるので、行政は入園希望者の審査決定を行うだけになる。

但し、下記4点のルール周知を図る必要がある。

- * 4月入園は9月中の申込となること。
- * 10月からは入園希望月を付けて、随時入園申請可能となること。
- * 入園申請手続きは、全て入園希望園にて行うこと。(施設と情報共有できる)
- * 内定者の入園辞退には、次点者へ即時繰り上がり可能通知ができる。]

[企業にとっては、育休取得者の復職時期や勤務体制を早期に把握できるため、人員配置や事業運営がしやすくなる。]

《参考情報》

京都市内私立幼稚園は、新年度入園案内は9月1日以降発行、10月1日入園申込受付(実質入園許可発行)を協定している。

現状、保育園こども園などの4月入園受付は10月から開始されていますが、内定(保留)通知は2月に行われている。

途中入園の受付は希望月の前月10日までに受付、内定(保留)通知は20日になっている。